



令 和 7 年 第 8 回 総 会

会 議 録

期 日	令和7年8月28日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和 7 年第 8 回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和 7 年 8 月 28 日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	3 6	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	3 7	農地法第 3 条許可申請について
5	3 8	農地法第 5 条許可申請について
6	3 9	農用地利用集積等促進計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8 月 28 日	午前 9 時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	3 番	水 野 正 子	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
会長代理	1 0 番	俵積田 広 昭	農 業 委 員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

1 1 番 中 原 敬 彦 農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永 江 靖 博
 農 地 係 長 天 達 恵 一
 農 地 係 参 事 補 新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

中原委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 7 年第 8 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。2 番今給黎委員、5 番畑野委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第 2 号議案第 3 5 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 2 1 2 号から 2 1 7 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 4 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 4 名です。

解約面積は畑が 18 筆で 22,022 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 2 1 2 号から 2 1 7 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 5 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第36号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2ページをご覧ください。

名簿登録番号山崎地区12号、〇〇〇〇さんは、経営類型（露地野菜）で、キャベツを栽培しています。経営面積は400aで、農業労働力は2名です。

5年後の経営面積目標は450aに拡大し、臨時雇用の検討や機械導入、鳥獣被害対策も併せて実施し、生産量の向上を目指したいとのことです。長期的には父親である〇〇〇〇さんの経営（甘しょ）農地を受け継いでいくと考えられます。

この方は担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

（白澤委員除斥）

それでは整理番号25号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件です。

整理番号25号の申請地は、

白沢北町〇〇番、畑、550㎡、

白沢西町〇〇番、畑、311㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、自営業、73歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、57歳、白沢西町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については5ページに掲載してあります。

白沢北町〇〇番は白沢西水源地より北側〇〇mに、

白沢西町〇〇番は白沢西水源地より南西側〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号２５号について、白澤千恵子委員お願いします。

９番（白澤千恵子委員）整理番号２５号について報告いたします。

８月１０日、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は半年前から西白沢に居住する新規農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

白沢北町〇〇番の北側と東側は公衆用道路、西側と南側は畑です。

白沢西町〇〇番の北側は道、東側、西側、南側は畑です。

取得後は甘藷畑として活用していくとの事で問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第４号農地法第３条許可申請の整理番号２５号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号２５号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤敦行委員入場）

続いて整理番号２６号及び２７号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号２６号の申請地は、

岩戸町〇〇番、畑、194 ㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、74 歳、長崎県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規農業、56 歳、泉町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については７ページに掲載してあります。

権現団地より北側〇〇mに位置します。

整理番号２７号の申請地は、

木場町〇〇番、畑、65 ㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73 歳、立神北町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規農業、76 歳、木場町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については９ページに掲載してあります。

木場ゲートボール場より西側〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号26号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）整理番号26号について報告いたします。

8月8日、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は岩戸町〇〇番の果樹園です。譲渡人は、〇〇〇〇さん長崎県に居住する従弟です。

譲受人は泉町に居住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側と南側は畑、西側と北側は公衆用道路です。

取得後は、果樹を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号27号について、畑野委員お願いします。

5番（畑野委員）整理番号27号について報告いたします。

8月11日、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。譲受人は木場町に居住する新規農業者です。

譲渡人は、立神北町に居住する無職の方です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側は市道、西側は耕作放棄地となっている田、南側は譲受人の宅地、北側は畑です。申請地は現在まで30年以上、譲受人が菜園畑として管理されています。

権利取得後も菜園畑として営農を行う計画であり、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号26号及び27号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

整理番号5号の申請地は板敷南町〇〇番、畑、457㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は事務所兼駐車場です。

申請事由は、「隣接する譲受人の金属買取販売加工工場と一体的に利用される事務所兼従業員のための駐車場として申請地を利用したい。」とのことです。

申請地は、12 ページに掲載してあります。

申請地は、遠見跨線橋から東側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が0.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は事務所と普通自動車4台分です。

計画面積は457㎡で問題のないものと思われます。

申請地は、譲受人が代表取締役を務める〇〇株式会社の金属買取販売加工工場に隣接しており、工場と一体的に利用される隣接地に位置しています。

現在、当該工場敷地内に設置されているプレハブ事務所は、工場業務に支障をきたしており、金属製品の置場や作業スペースの確保が急務となっています。

そのため、プレハブ事務所を申請地へ移転することで、工場敷地内の有効活用を図り、さらに、工場従業員のための駐車場用地の確保も必要であるとのことです。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号5号について、原田委員をお願いします。

7番（原田委員）整理番号5号について報告いたします。

8月15日に畑野農業委員、俵積田推進委員、事務局の新屋敷さんと〇〇行政書士の立ち合いのもと、現地確認を行いました。

申請地は現在、不耕作の畑です。

申請地の南側は里道及び工場敷地、東側は雑種地、西側は水路、北側は国道です。

現況のまま整地し、雨水については、西側水路により処理する計画です。

周辺に農地がないために、付近の農地、作物に、影響が生じる事はないものと思われます。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号5号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第39号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

13 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号249号から266号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外17名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外26名で設定面積は、田が1筆385㎡、畑が11筆16,388㎡、樹園地が46筆59,266㎡、計58筆、76,039㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 20 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 今給黎 龍浪

会議録署名委員 畑野 真人